

評価調査結果要約表

1. 案件の概要	
国名：ウズベキスタン	案件名：看護教育改善プロジェクト
分野：保健医療	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：ウズベキスタン事務所	協力金額（評価時点）：約270,000千円
協力期間	2004年7月1日～ 2009年6月30日（5年間）
	先方関係機関：保健省、高等中等専門教育省 日本側協力機関：大分県立看護科学大学
1-1 協力の背景と概要	
<p>「ウ」国は1998年11月「保健制度改革についての大統領令」に基づき保健制度改革を進め、その重点課題の一つ、医療従事者教育の高度化の一環として、1999年から看護教育制度改革を開始した。これは、「ウ」国が先進国の保健医療システムを分析した結果、専門的訓練を受けた看護師が国民の医療に重要な役割を果たしていることが明らかとなったため、世界的水準の看護を導入することにより看護の発展を促すことでその機能を十分に生かし、国民への医療サービスの向上を図ろうとするものであり、そのための看護教育改革の必要性を認めたことによる。看護教育改革に基づいて同国は、看護教育を一般教育後の看護学校を3年制に統一、その後の専門教育機関として3年制の看護学科を医科大学に併設、また、2005年までに国内の看護学校のすべてをカレッジ（職業高校）へ昇格させている。</p> <p>このような改革過程のなかで、「ウ」国は、これまで看護教育及び看護管理の分野において短期専門家を派遣することによって協力を実施してきた我が国に対し、新たに看護教育及び看護管理に関する協力を要請し、我が国は、2004年7月より5年間の予定で、「ウ」国保健省及び高等中等専門教育省をCounterpart（C/P）機関として「看護教育改善プロジェクト」を実施している。</p>	
1-2 協力内容	
(1) 上位目標	
<p>全国54校の医療専門高校で「Client-oriented Nursing（CON）」に基づいた看護教育が行われる。</p> <p>*CONとは、「利用者に寄り添う看護」のこと。すべての対象者（Client）にそれぞれのライフサイクルステージ（小児期、思春期、成人期、高齢期等）の健康ニーズに沿った看護・生活支援を提供すること。</p>	
(2) プロジェクト目標	
<p>「Client-oriented Nursing」の原則に基づいた看護教育（学内教育／学外臨床教育）のモデルが確立される。</p>	
(3) 成果	
<p>成果1：学内教育に「Client-oriented Nursing」のコンセプトが導入される。</p> <p>成果1-1：学内教育に「Client-oriented Nursing」に基づいたカリキュラム案が作成される。</p> <p>成果1-2：「Client-oriented Nursing」に基づいた教材が作成される。</p> <p>成果1-3：「Client-oriented Nursing」に基づいた看護教育方法が教員に理解される。</p>	

成果2：実習病院で「Client-oriented Nursing」に基づいた実習が導入される。
 成果3：看護教育の基準（カリキュラム、教材、教員の質）について保健省に提言する。

(4) 投入（評価時点）

日本側

長期専門家派遣 4名
 短期専門家派遣 79名
 研修員受入れ 27名
 機材供与 US\$183,578（約21,562千円）
 ローカルコスト負担 US\$312,455（約36,698千円）

「ウ」国側

カウンターパート 配置6名
 土地・施設提供ローカルコスト負担（看護教育センター改修費）40,000US\$（約4,698千円）（2006年11月時点：1US\$=117.45円）

2. 評価調査団の概要

調査者	日本側		
	総括	石井 羊次郎	独立行政法人国際協力機構（JICA） 人間開発部第三グループ グループ長
	特別顧問	草間 朋子	公立大学法人大分県立看護科学大学 学長
	看護教育	田村 やよひ	国立看護大学校 校長
	協力計画	園山 由香	独立行政法人国際協力機構（JICA） ウズベキスタン事務所 所員
	評価分析	鈴木 修一	株式会社フジタプランニング
	通訳	香取 潤	財団法人日本国際協力センター（JICE）
	「ウ」国側		
	Mr. Atakhanov Shulharrat		保健省人材・科学・教育局局長
	Ms. Alimova Matlyuba		保健省人材・科学・教育局部長
	Ms. Salihodjaeva Rikhisininsa		保健省看護管理局主任専門官
	Ms. Nazarova Salima		保健省人材・科学・教育局主任
	Ms. Goleva Galina		高等中等専門教育省中等専門教育センター 上級専門官
調査期間	2006年11月14日～2006年12月1日		評価種類：中間評価

3. 評価結果の概要

3-1 実績の確認

(1) 成果

1) 成果1：学内教育に「Client-oriented Nursing」のコンセプトが導入される。
 成果1-1：学校教育に「Client-oriented Nursing」に基づいたカリキュラム案が作成される。
 カリキュラムには「Teaching Plan（時間割）」と「Teaching Program（教案プログラム）」が含まれる。「Teaching Plan」は2006年7月に高等中等専門教育省に承認された。「Teaching Program」7領域ごとに作成され、「基礎看護」は2006年11月に保健省に承

認された。また「成人看護」は2007年6月及びそれ以外の5領域は2007年11月より承認手続きに入る予定である。

成果1-2:「Client-oriented Nursing」に基づいた教材が作成される。

教材は「指導要領」であり、「基礎看護」に関しては2006年12月に完成する予定である。その他の領域は成果1-1における承認手続き完了までに順次完成する予定である。

成果1-3:「Client-oriented Nursing」に基づいた看護教育方法が教員に理解される

「基礎看護」に関してはC/Pを中心に教員への訓練を現在、実施している。その他の領域は成果1-2における「指導要領」が完成次第、順次訓練を開始する予定である。

2) 成果2 実習病院で「Client-oriented Nursing」に基づいた実習が導入される。

救急医療センター（モデル病院）の実習室は整備されている。実習担当者が用いる「実習要綱」は各領域の実習開始前に完成する予定であり、実習要綱完成後、訓練が行われる予定である。モデル病院以外の実習施設に関しては、現状調査は実施されているが、現時点では、プロジェクトによる整備は計画されていない。

3) 成果3 看護教育の基準（カリキュラム、教材、教員の質）について提言する。

成果3は成果1及び2の結果から導き出されるもので、中間評価の段階では未着手であった。（スケジュールは当初計画通り）

(2) プロジェクト目標

プロジェクト目標:「Client-oriented Nursing」の原則に基づいた看護教育（学内教育/学外臨床教育）のモデルが確立される。

まだ発現していない。改善カリキュラムによるモデル校での授業の開始は2007年1月からであり、授業が実施されていない現段階では、プロジェクト目標への道程をモニターすることも困難である。

3-2 評価結果の要約

(1) 妥当性

中間評価時においても整合性があることが確認できた。本プロジェクトは、1998年11月10日に公布された「ウ」国「保健制度改革（1998-2005）についての大統領令No.2107」における12の課題のうち「医療従事者トレーニングの質的改善」に基づく看護教育制度改革の一環として開始され、現在もその政策の下、実施されている。

またJICA国別事業実施計画では、「ウ」国に対する援助の方向性の3つの柱のうちの1つに「保健医療・教育サービスの再構築」を掲げ、その中で予防医療の重視、プライマリーヘルスケア（Primary Health Care: PHC）の概念とサービス普及のための取り組みとして、看護師の育成と役割の強化を優先課題として位置づけ、その方向性に合致する案件として本プロジェクトが開始されたが、現在もその方向性に変更がないことを確認した。

(2) 有効性

本プロジェクトは順調に進捗しているが、カリキュラムが開発され、教員への訓練を

している段階であり、評価時点ではプロジェクト目標（学生への便益）は発現していない。

今後、改善された「Teaching Plan」及び「Teaching program」に基づき、授業が実施される中で本プロジェクトの有効性をモニターし検証することとなるが、現行のプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix：PDM）の指標の幾つかは客観的に確認可能な指標となっていない。よってワークショップ等で指摘されたとおり、改訂する必要がある。

また、外部条件として学生数の大幅増加が発生しており、これに対する対応がプロジェクト目標の達成を左右する不確定要素となると同時に、逆に、達成された際の効果を広める可能性もあるので注視する必要がある。

（3）効率性

更なる改善が重要である。このプロジェクトには、多面的な情報を収集し、成果物の質を高めるために多数の関係者が、日本及び「ウ」国から参加している。また本プロジェクトはCONという新しい概念の導入を行う事業であり、看護学・医学用語の適切な表現及び看護にかかる社会、文化的な背景を理解するためには翻訳・通訳業務に多大な投入が必要となっている。よってプロジェクト自体が翻訳・通訳者の確保・育成に関わらなければならないという現状がある。

（4）インパクト

1) 上位目標の達成（予測）

統一的な「Teaching Plan」及び「Teaching Program」の承認については達成可能と思われる。しかし、実質的な全国展開（教員の量及び質の確保及び資機材の整備を含め）には保健省及び高等中等専門教育省が強力なイニシアティブを発揮することが重要である。

2) 正のインパクト

セミナー等を通じて全国の病院の看護師、医療専門高校の教員の間でCONに対する関心が高まっている。

（5）自立発展性

本プロジェクトの便益を自立的に発展させていく上で、看護教育センターの機能、組織等を明確にすることが極めて重要である。プロジェクト終了後も看護教育課程の定期的な改善、教員の再教育を継続して行うために、本センターの機能を維持するための方策を現時点から講じる必要がある。

3-3 効果発現に貢献した要因

（1）計画内容に関すること

多数の関係者が関与することにより、多面的な情報を収集できるという長所がある一方、意思決定及び報告・連絡・相談の煩雑さなどの短所が見られる。

（2）実施プロセスに関すること

上記、多数の関係者の関与を促進する要因としてテレビ会議の活用がある。これにより遠隔地の連絡を容易にした。

また、本プロジェクトでは保健省及び高等中等専門教育省の連携が十分に図られ、Teaching Planの承認がスムーズに行われた。

さらに、C/Pの何名かは、本プロジェクトでの活動に触発されて看護大学に通うようになるなど看護教育を改善しようという熱意が見受けられた。また、日本人専門家もC/Pの能力向上のために土日を費やして指導にあたっており、本プロジェクトに懸ける意気込みが感じられた。

3-4 問題点及び問題を惹起した要因

(1) 計画内容に関すること

日本側と「ウ」国側の用語の未統一がプロジェクトの内容に関する合意形成を阻害した。本プロジェクトでは専門用語が多く使われているが、その用語に関して日本側、「ウ」国側の認識の違いがあったことが確認された。

(2) 実施プロセスに関すること

特に確認されなかった。

3-5 結論

本プロジェクトは、「ウ」国保健省として初めて実施するJICA技術協力プロジェクトであり、その実施に際して日本側、「ウ」国側双方が諸手続きや活動の手順、社会・文化的な相違をひとつずつ確認しながら、実施されてきた経緯がうかがわれる。その後プロジェクトが進捗するにつれて、「ウ」国の看護教育行政、JICAにおけるプロジェクトの実施形態など、双方の理解が進んできた。現在、プロジェクトは滞滞なく進捗しているが、多数の関係者、承認プロセスの煩雑さなどが双方の関係者に多大な負担を掛けている。

また、看護教育センターは本プロジェクトの拠点施設であると同時に、本プロジェクトの終了後は、看護教員再教育センターとしてCONを全国に普及、定着させるための看護教員に対する再教育を実施する施設であることは双方が確認している。よって看護教育センターが持続的な機能を発揮するための体制を確立する必要がある。

さらに、第一医療専門高校の学生数の増加及び他の医療専門高校における学生数の増加は、教員、施設・設備、実習施設等の確保を困難にし、本プロジェクトの目標であるCONの原則に基づいた看護教育モデルの確立及びその検証に影響を与える恐れがある。

3-6 提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

(1) 保健省に対して

- 1) 本プロジェクトの目的を達成するため、看護教育センターの設立規準、定款に基づき、事務・管理組織を強化し、事務・管理の常勤職員を配置すべきである。
- 2) 看護教育センターには多人数の研修及び複数の研修を同時期に実施するスペースがないので、保健省は責任を持って、センター施設の拡充を図るとともに、必要に応じて研修のための施設等を確保すること。
- 3) 保健省はC/Pが本プロジェクトの業務を効果的に遂行できるよう、追加的な金銭的インセンティブ等を配慮する必要がある。
- 4) 本プロジェクトを順調に運営する上で、「Teaching Program」（教案プログラム）等の承認手続きが重要である。したがって、保健省は省内の責任者及びプロセスを明確にし、速やかに承認すること〔Record of Discussion (R/D) の中で示されている「ウ」国

側義務に基づく]。なお、上記内容に変更があった場合には日本側及び「ウ」国側関係者に文書にて通報すること。

- 5) 本プロジェクトの円滑な実施、CONに基づいた看護教育の普及、定着のために、政府（保健省）は適切な決定をし、実行に移す必要がある。（口頭では大臣会議令等により国家プロジェクトとして認証し、本プロジェクトの政策における位置づけを上げるべきである、と付け加えた。）

(2) プロジェクトに対して

- 1) プロジェクト及び関係機関は、学生数の増加による影響を注視し、プロジェクトの進捗及び目標達成に支障をきたさないように対処することが求められる。
- 2) 用語の明確化、達成目標や活動における表現の具体化、客観的かつ測定可能な指標の設定など、本評価調査の結果を反映してPDMを改訂することを提言する。

3-7 教訓（当該プロジェクトから導き出された他の類似プロジェクトの発掘・形成、実施、運営管理に参考となる事柄）

(1) 知的支援における通訳・翻訳の重要性

本プロジェクトは一般的な職業訓練プロジェクトにおける技術移転と異なり、CONというコンセプトを移転することを目的としている。コンセプトの移転は、言語による伝達しか手段がなく、言語的解釈の正確性がすべてである。また、現地の共通語でプロジェクトを実施できる専門家が皆無である状況では、通訳・翻訳の役割は大変重要であり、その配置に関してプロジェクト開始時より十分配慮される必要がある。

(2) 計画時における用語統一の重要性

上記とあいまって、通訳・翻訳を介すとやり取りが煩雑になり、時間がかかる。そのためプロジェクトで使用される用語や定義に関して十分な確認がなされていなかったようである。しかし、プロジェクトの計画を理解すること、具体的にはPDMに対して共通の理解を得ることはプロジェクトを円滑に実施するためには大変重要であり、用語や定義の確認、翻訳された文言の相互確認を十分に行う必要がある。

(3) JICAの技術協力のスキームの理解（日本人関係者、被援助国）

本プロジェクトは「ウ」国保健省が実施する初の本格的なJICA技術協力プロジェクトであり、「ウ」国保健省のJICAの技術協力スキームに対する理解は薄いようであった。このような場合には、プロジェクト関係者へのJICA技術協力スキームへの理解を図り、本スキームの下、プロジェクトが円滑に実施されるよう、留意する必要がある。